

【フィリピン】 人身取引防止法の改正

海外立法情報課・坂野 一生

* 2012 年 12 月、人身取引防止法を改正する法律が成立した。複雑化、巧妙化する人身取引に対応し、処罰できる行為をより広範にするとともに、一層の被害者保護を図るものである。

1 改正の背景

国際労働機関（ILO）は、毎年 100 万人以上のフィリピン人が就労目的で海外に出国していると推計する。それらのフィリピン人が就労先で強制労働を強いられる例や、フィリピンからの出国に必要な手続において第三者の不正な介入を強いられる例が後を絶たない。また、国内外での性的搾取を目的とした人身取引も横行している。これらの状況に対処するために、フィリピン議会は、2003 年、「人身取引の対象とされた者の保護及び支援のために必要な制度的メカニズムを構築し、その違反に対する罰則を定め、人身、特に女性及び児童の取引を撲滅する政策を制定するための法律」（以下「2003 年法」）を制定した（注 1）。しかし、人身取引の形態が複雑化、巧妙化する中で、2003 年法では処罰できない行為によって人身取引が助長されること、被害者のみならず、被疑者、被告人のプライバシーをも尊重する 2003 年法では人身取引を抑止する効果が小さいことが明らかになってきた。また、フィリピンは、アメリカ国務省が毎年発表する「人身取引報告書」2009 年版及び 2010 年版において、2 年連続して、人身売買撲滅のための努力に進展が認められない「監視国リスト」に入っている。これらの状況に対処するため、上院では 2010 年から、下院では 2012 年から 2003 年法の改正法案について審議を重ね、同法案は、2012 年 12 月 4 日に上下両院で可決、2013 年 2 月 6 日にアキノ大統領が署名した（注 2）。

2 主な改正点

2003 年法を改正する法律（略称「2012 年拡大人身取引防止法」、以下「改正法」）により改正された 2003 年法の条文は 17 か条、新設の条文は 9 か条にのぼる。主な改正点は、以下のとおりである。

(1) 適用範囲の拡大

改正法第 3 条は、2003 年法第 3 条の定義規定を改正する。同条に e 以下を新設し、旧 d に強制労働とともにあった奴隷的処遇の定義を独立させた。また、新 f では、意に反する苦役を詳しく定義し、新 h では性的搾取の定義を改正前より詳細に規定するなど、定義の拡充、具体化を図った。また、改正法第 4 条は、2003 年法第 4 条を改正し、労働しなければ深刻な危害を受けると信じさせて強制的に就労させる目的で人を雇用、運搬、収受する等の行為（j）や、児童の取引（k）を違法な人身取引に関する

行為として新たに加えた。これらにより、犯罪とされる行為の範囲が拡大された。

一方、改正法は、第 4A 条及び第 4B 条を新設して、それぞれ未遂罪、共犯についての規定を置き、加えて、第 4C 条では、人身取引行為に直接には関与しなかった者を一定の要件で従犯とする旨を定めることにより、処罰すべき者の範囲を拡大した。

さらに、改正法第 23 条により新設された第 26A 条では、人身取引罪につき、フィリピン国民の国外犯及びフィリピン国民に対する外国人の国外犯に関する域外的管轄権を定めて、処罰の範囲を拡大した。

(2) プライバシーに関する配慮の変更

主な改正点の第二は、被害者及び加害者のプライバシーに関するものである。2003 年法第 7 条においては、法執行官、検察官、裁判官、裁判所職員らは、「人身取引の被害者及び被疑者・被告人」のプライバシー権を尊重すべき旨が規定されていたが、新第 7 条では、「被疑者・被告人」の文言は削られ、「人身取引の被害者」のプライバシー権の保護義務の定めに変更された。この改正により、被害者のプライバシー権の「尊重」が「保護」に強化されるとともに、加害者のプライバシー権の尊重に優先して人身取引の取締り及び訴追をすることが可能になった。

また、2003 年法第 7 条においては、マスコミは、非公開審理の場合にのみ事件の報道が禁止されていた。改正後は、被害者が所定の書面により匿名性に関する権利を自発的に放棄した場合を除き、事件に関する報道が全面的に禁止される。この点においても被害者のプライバシー保護の向上が図られた。

(3) ブラックリストの作成と公開

改正法第 15 条は、関係各機関が人身取引問題に対処するためのプログラムを定めた 2003 年法第 16 条を改正した。同条新 h は、フィリピン海外雇用庁の実施すべきプログラムとして、「受入国、フィリピン又は両国において人身取引に関し行政、民事又は刑事の訴訟を提起された斡旋業者」等及びそれらの訴訟の提起はないものの「受入国又はフィリピンにおいて外務省及び労働雇用省による救出の対象となった人身取引事件に関与した斡旋業者」等のブラックリスト作成とその公開を加えた。ブラックリストに載った斡旋業者等は、海外雇用省によってそのライセンスを剥奪される可能性があり、「業者名の公表 (Name and shame)」戦略により人身取引の抑止を狙ったものである。

注(インターネット情報は 2013 年 4 月 19 日現在である。)

(1) 同法については、権香淑「フィリピンの人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.143-161 及び同「フィリピン人身取引に対する防止法の制定」『外国の立法』No.218, 2003.11, pp.168-171 参照。

(2) Republic Act No. 10364.

<<http://www.gov.ph/downloads/2013/02feb/20130206-RA-10364-BSA.pdf>>